

# 知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 伶史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16  
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2017・1・10



平成29年元旦

# 新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

## 日本の科学・技術に自信と確信をもって

昨年も我が国からノーベル賞受賞者が誕生しました。ノーベル医学・生理学賞を受賞された大隅良典東京工業大学荣誉教授です。湯川秀樹博士(1949年物理学賞受賞)からの日本のノーベル賞受賞者(外国籍含む)は25人(物理学賞11人、化学賞7人、医学・生理学賞4人、文学賞2人、平和賞1人)、21世紀に入ってから自然科学系のノーベル賞受賞は16人になりました。3年連続して自然科学分野でのノーベル賞受賞者を出したことは我が国の科学研究レベルの高さを証明したもので、日本の科学・技術に対する自信と確信を私たちに与えてくれます。

6年前、ご出身の高校で講演を行われた大隅教授は、「自分の眼で確かめよう」、「はやりを追うのは止めよう」、「小さな発見を大切にしよう」、「様々な面からじっくり考えよう」という4つの理念を研究者にとって大切なものとして紹介されたそうです。

この4つの理念は、未来に希望を抱く高校生や、研究者だけでなく、技術の開発、製造・生産、販売など社会のあらゆる分野で働く者にとっても大切なものであるように思われます。

## 世界的、歴史的な技術革新の時代 「低炭素社会」から「脱炭素社会」へ

私たちが生きている世界には、今、大きな変革が起きようとしています。その一つが「脱炭素社会」への挑戦です。



昨年発効したパリ協定は「低炭素社会」よりさらに進んだ「脱炭素社会」を目指す国際的な取り組みになります。

20世紀は化石燃料に依存した時代でした。自動車産業は内燃機関エンジンの開発、改良で大きく発展しました。

21世紀は、20世紀後半に登場してきた電気自動車など、内燃機関エンジンを使用しない自動車の主役になると思われます。

すでに、EUでは、2050年までにガソリンエンジン車、ディーゼルエンジン車を全廃し、2050年以降はCO<sub>2</sub>ゼロエミッション車のみの販売が許可される方向での調整が始まっています。

日本でも、「新車のCO<sub>2</sub>排出量を2050年までに2010年比で90%削減し、工場CO<sub>2</sub>排出量を2050年にゼロにする」ことを目標にして取り組みを始めている大手自動車メーカーがいます。また、「自らの事業活動及び製品のライフサイクルを通して、2050年に環境負荷をゼロにする」ことを目標として掲げた大手電機メーカーもいます。

世界中で「脱炭素社会」への取り組みが進みますと、高度経済成長時代の公害を克服し、1970年代のオイルショック以降、省エネルギー技術、再生エネルギー技術に取り組んできた日本の企業には大きなビジネスチャンスが広がります。

「低炭素社会」から「脱炭素社会」へ、今までになかった発想、技術の革新が要求される時代です。

## 「第四次産業革命」

21世紀に入って始まっているもう一つの大きな変革が「第四次産業革命」と呼ばれているものです。

ドイツでは「Industry 4.0(第四次産業革命)」をスローガンに産官学一体となった製造業改革プロジェクトが2011年から進められています。

我が国の政府は、昨年、「第5期科学技術基本計画」を公表し、日本の未来像として、必要

なもの・サービスを各人のニーズに応じて提供できる社会「Society 5.0」を提示しました。

また、経済産業省は、昨年、「新産業構造ビジョン 中間整理 ～第4次産業革命をリードする日本の戦略～」を取りまとめました。

IoT (Internet of Things、モノのインターネット)、ビッグデータ、人工知能 (AI)、ロボットなどにより、この「第四次産業革命」の下で、産業構造や就業構造が劇的に変わる可能性が指摘されています。自動車の自動走行、ドローンを利用した監視・管理・配送など、これまで実現不可能と思われていたことが可能になる社会の登場です。

第4次産業革命の動きは社会で着実に進んでおり、デジタル家電やIT (情報技術) 分野で国内最大、アジアでも最大級の展示会である家電・IT見本市「CEATEC (シーテック) ジャパン」には、昨年、IoTに力を入れる企業などの出展が増え、出展企業・団体数が一昨年の2割増しになる盛況でした。

わが国は、従来から、職人気質や、きめ細かい仕事、信頼される人間関係に支えられたモノづくりの現場に強みを持っていました。IoTを

活用してモノづくりの現場から情報を収集し、積み重ね、これまでの我が国の強みを生かした産業構造、経済活動に支えられた社会を創り出すことが要請されています。

新しい時代に挑戦する気概を持って

化石燃料が主役であった20世紀から「低炭素社会」を経て、一気に、「脱炭素社会」へ進むとする今日、また、「第四次産業革命」と呼ばれる世界的、歴史的な変化の時代である今日、「自分の眼で確かめ」、「はやりを追うのは止め」、「小さな発見を大切に」、「様々な面からじっくり考え」て、新しい時代を切り開く技術の開発に挑戦したいものです。

新しい時代に挑戦する気概を持って新しい一年を始めましょう。

以上



■各国・地域別の特許出願件数■  
中国1位、100万件を突破  
日本は3位、31万8,721件

世界知的所有権機関 (WIPO) が昨年12月に公表した2015年の世界知的所有権統計 (World Intellectual Property Indicators 2015) によると、各国・地域別の特許出願受付件数で、中国が110万1,864件 (18.7%増) と5年連続で首位となりました。世界全体の特許出願件数は前年比7.8%増の約288万8,800件で過去最多となりました。

年間出願件数で100万件を超えた国・地域は中国が初めて。中国は2011年に100万1,864件が出願件数が世界トップとなって以降、2位以下との差を年々広げています。

2位は米国：58万9,410件 (1.8%増)、3位は日本：31万8,721件 (2.2%減)、4位は韓国：21万3,694件 (1.6%増)、5位はEPO (欧州)：16万0,028件 (4.8%増) でした。

技術分野別の出願をみると、コンピュータ技術が7.9%、電気機械が7.3%、デジタル通信が4.9%を占めています。

世界全体の商標出願件数は、前年比15.3%増の598万3,000件、意匠出願件数は2.3%増の87万2,800件でした。

●各国・地域別の特許出願件数●

国・地域別	件数	前年比
中国	1,101,864	18.7%増
米国	589,410	1.8%増
日本	318,721	2.2%減
韓国	213,694	1.6%増
欧州 (EPO)	160,028	4.8%増

●世界全体の出願件数●

	件数	前年比
特許	2,888,800	7.8%増
商標	5,983,000	15.3%増
意匠	872,800	2.3%増

# 審 決 紹 介

本願商標「エチケット/Etiquette」は、商標法第3条第1項第3号には該当しない、と判断された事例（不服2016-6927号、平成28年9月21日審決、審決公報第203号）

### 1 本願商標

本願商標は、「エチケット」の片仮名と「Etiquette」の欧文字を2段に横書きしてなり、第3類「家庭用帯電防止剤、家庭用脱脂剤、及び除去剤、染み抜き剤、洗濯用柔軟剤、洗濯用漂白剤、口臭用消臭剤、口臭消臭スプレー、口中清涼剤、せっけん類、歯磨き、化粧品、香料、薫料」を指定商品として、平成26年6月6日に登録出願されたものである。

### 2 原査定における拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、『エチケット』、及びそのフランス語表記である「Etiquette」の文字を2段に書してなるところ、「エチケット」は「礼儀、作法」の意味を表す語で、「互いが相手に対して不愉快な感じを与えないようにする心掛け」程の意味合いで我が国において普通に使用されている。そして、本願の指定商品中「口臭用消臭剤、口臭消臭スプレー、口中清涼剤」を取り扱う業界においては、該語が上記意味合いで普通に使用されている実情にある。そうすると、本願商標は、これを上記指定商品に使用しても、これに接する取引者・需要者は、『エチケットのための口臭用消臭剤・口臭消臭スプレー・口中清涼剤』であることを認識するにとどまり、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示するものと認める。したがって、本願商標は商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

### 3 当審の判断

本願商標は、「エチケット」の片仮名と「Etiquette」の欧文字を2段に横書きしてなるところ、上段の「エチケット」の片仮名は、「礼儀、作法」等の意味を有する外来語として慣れ親しまれているといえるものであり、下段の「Etiquette」の欧文字は、該片仮名をフランス語で表記したものと認められる。

そして、「エチケット」の片仮名は、本願の指定商品中の「口臭用消臭スプレー、口中清涼剤」等との関係において、「人と会う前のエチケットに」及び「お口のエチケット」などのように商品の紹介で使用されている事実があるが、これらは何らかの礼儀であることを暗示する語として使用されているといえるとしても、具体的に特定の商品の品質等を表示するものとはいえないものである。

さらに、「Etiquette」の欧文字が、本願の指定商品中の「口臭用消臭スプレー、口中清涼剤」等の商品の紹介で使用されている事実を見いだすことはできないし、該欧文字が「エチケット」の片仮名をフランス語で表記したものであると直ちに認識し得るほど慣れ親しまれた語であるということもできない。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品中の「口臭用消臭剤、口臭消臭スプレー、口中清涼剤」に使用するとき、原審説示の意味合いを漠然と認識させることがあるとしても、それが商品の品質等を直接的かつ具体的に表示するものとはいえない。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当しない。

その他、本願についての拒絶の理由を発見しない。よって、結論のとおり審決する。

本願商標「昔ながらの」は、商標法第3条第1項第3号には該当しない、と判断された事例（不服2016-10402号、平成28年10月6日審決、審決公報第203号）

### 1 本願商標

本願商標は、「昔ながらの」の文字を標準文字で表してなり、第29類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、平成27年7月3日に登録出願、その後、指定商品については同年12月2日受付の手續補正書により、第29類「食用油脂、乳製品、冷凍果実、食用たんぱく」と補正されたものである。

### 2 原査定における拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、『昔ながらの』の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「昔ながら」の文字部分は、『昔あったそのまま』程の意味合いを表し、食品に関連する分野において、『昔の製法でつくられたもの、昔あった商品と味や材料等が同じもの』程の意味合いを表すものとして使用されている。また、近年、昔の商品の復刻版や、昔の製法でつくられた各種の商品が製造・販売されている実情がある。そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、これに接する需要者等は、該商品が『昔の製法でつくられたもの、昔の商品と味や材料が同じ商品』であると認識することとなり、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示するにすぎず、自他商品の識別標識としては認識しないとみるのが相当であるから、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

### 3 当審の判断

本願商標は、前記1のとおり、「昔ながらの」の文字を横書きしてなるところ、該文字は「昔あったそのまま」の意味を有する「昔ながら」の文字と格助詞等として使用される「の」の文字（ともに「広辞苑第六版」岩波書店発行）が結合してなるものと直ちに認識し得るものであって、構成全体より「昔あったそのままの」程の意味合いを認識させるものである。

そして、「昔ながらの」の文字は、本願の指定商品に含まれる「チーズ、バター」等の商品の紹介で使用されているものの、これらの使用は、いずれも「昔ながらの素朴な味を再現したチーズ」及び「昔ながらの製法にこだわった」等のように、「素朴な味」及び「製法」といった他の語を伴うことで、「昔あったそのままの味」や「昔あったそのままの製法」であることが特定されているものである。

してみると、「昔ながらの」の文字のみでは、それが「味」又は「製法」等の特定の品質等を表示するものとはいえないものである。

また、当審において、職権をもって調査するも、「昔ながらの」の文字が、商品の品質等を表示するものとして普通に使用されている事実を発見することができなかった。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、原審説示のような意味合いを認識させるものとはいえないし、ほかに商品の品質等を直接的かつ具体的に表示するものともいえない。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当しない。その他、本願についての拒絶の理由を発見しない。よって、結論のとおり審決する。

## お し ら せ

### ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和32年	商標登録第 503207号～第 504794号
42年	商標登録第 744604号～第 746990号
52年	商標登録第1273031号～第1280180号
62年	商標登録第1958805号～第1964999号
平成9年	商標登録第2721937号～第2722306号
平成9年	商標登録第3318109号～第3327419号
平成9年	商標登録第4006519号～第4020208号
平成19年	商標登録第5050511号～第5059522号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

### ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成26年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

### ●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
28年10月分	23,257	16,136
前 年 比	95%	127%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)